



令和6年(月3)日

県民への説明

住所 福岡県太宰府市伊佐姫2-13-9
法人名 特別非営利活動法人 三條カワス
代表者名 木原 雄士

1 説明に係る事実

令和3年度及び4年度に係る事業報告書等を事業期間終了後3ヶ月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

2 事業報告書等の提出がなされていない理由

法人としての活動がなかったので提出不要と誤解していた。

3 今後の提出の予定

今後総会の議決を得て、令和6年2月29日までに、提出することを約束します。

4 事業報告書等の提出時期を遵守するための方策

今回、法第29条に違反し、法第80条に基づく過料が科されるような事態が生じたことについて、理事会及び総会で説明し、事務局の機能を強化します。